

# 奨学生制度

奨学生の種類と専願奨学生にかかわる出願資格の決定

## 1. 奨学生の種類

- 専願奨学生
  - ①Ⅱ類特別奨学生
  - ②課外活動特別奨学生
- Ⅱ類併願奨学生
- 優待奨学生（入学後に申請）

## 2. 出願資格の決定（専願奨学生）

- (1) 書類提出の締切日  
2022年12月23日(金) 16:00 必着
- (2) 提出書類（本校指定の用紙を使用）
  - ①推薦書（様式3号） 中学校長が作成し厳封したもの
  - ②個人調査報告書 中学校長が作成し厳封したもの  
(滋賀県私学統一用紙または滋賀県立高等学校入学者選抜要項にある用紙でも「可」)
- (3) 書類選考結果の通知  
2023年1月6日(金)の午前中に中学校宛に連絡します。  
※書類選考を通過した者は、必ず専願受験の出願手続きをとること。(ただし、個人調査報告書については、すでに提出済みのため、再度提出する必要はありません。)

## 「Ⅱ類特別奨学生」「課外活動特別奨学生」「Ⅱ類併願奨学生」の選考について

### 「Ⅱ類特別奨学生」

- 募集人員 : 15名程度  
出願方法 : 希望者は必ず中学校を通じて募集企画部までお知らせください。  
出願資格 : 次の全ての項目に該当する者
1. 2023年3月に中学校を卒業見込みの者
  2. 本校を第一志望（専願）で受験する者
  3. 本校の校則を固く守り、学業に励み、他の模範となる生活を送り、将来有為の人材として社会貢献したいと思う者
  4. 4年制大学への進学を目指し、本校の進路指導部のプログラムに沿って4年制大学を学力試験で受験する者
  5. 中学校3年間、各学年の欠席日数が10日以内の者で、学習評定に1がない者
  6. 中学校長が推薦する者
  7. 入学後必ず国の就学支援金等の申請をおこなう者
  8. 以下に挙げる奨学生制度のうち、そのいずれかに該当する者
    - Ⅱ類特別奨学生S・学費（授業料、校費、施設設備費）負担額の全額を支給する
    - Ⅱ類特別奨学生A・授業料負担額の全額（授業料が全額減額の場合は、校費・施設設備費の全額）を支給する
    - Ⅱ類特別奨学生B・授業料負担額の半額（授業料が全額減額の場合は、校費・施設設備費の半額）を支給する
- ユメミライ制度：普通科Ⅱ類を専願で受験したもののうち、学力試験の成績等で新たにⅡ類特別奨学生に内定する制度

### ※重要

国の「高等学校等就学支援金」及び県の「滋賀県高等学校等特別修学補助金」の制度等が改定された場合、本校の奨学金制度を変更する場合があります。

## 「課外活動特別奨学生」

募集人員 : 25名程度

出願方法 : 希望者は必ず中学校を通じて募集企画部までお知らせください。

出願資格 : 次のすべてに該当する者

1. 2023年3月に中学校を卒業見込みの者
2. 本校を第一志望（専願）とする者
3. 本校の校則を固く守り、学業に励み、他の模範となる生活を送り、将来有為の人材として社会貢献したいと思う者
4. 入学後、下表に記すクラブにおいて3年間活動を継続して行く意志を有する者
5. 本校の部活動担当者と事前協議を経た者
6. II類を志望する場合は、4年制大学への進学意志が強固である者
7. 中学校3年間、各学年の欠席日数が10日以内の者で、学習評定に1がない者
8. 中学校長が推薦する者
9. 入学後必ず国の就学支援金等の申請をおこなう者
10. 以下に挙げる奨学生制度のうち、そのいずれかに該当する者(基準等の詳細はご相談ください)  
課外活動特別奨学生S・学費(授業料、校費、施設設備費)負担額の全額を支給する  
課外活動特別奨学生A・授業料負担額の全額(授業料が全額減額の場合は、校費・施設設備費の全額)を支給する  
課外活動特別奨学生B・授業料負担額の半額(授業料が全額減額の場合は、校費・施設設備費の半額)を支給する

### <課外活動特別奨学生を募集するクラブ>

バスケットボール部(女子)	滋賀県強化指定拠点校	強化指定部
バドミントン部(女子)	滋賀県強化指定拠点校	強化指定部
バレーボール部(女子)	滋賀県強化指定拠点校	強化指定部
硬式野球部(男子)	強化指定部	陸上競技部(男子・女子) 強化推進部
ソフトボール部(女子)	強化指定部	吹奏楽部(男子・女子) 強化推進部
剣道部(男子・女子)	強化推進部	

\*その他の活動については募集企画部にご相談ください。

## 「II類併願奨学生」

資格 : 次の全ての項目に該当する者

1. 2023年3月に中学校を卒業見込みの者
2. 本校の校則を固く守り、学業に励み、他の模範となる生活を送り、将来有為の人材として社会貢献したいと思う者
3. 本校II類を志望し、4年制大学への進学を目指し、本校の進路指導部のプログラムに沿って学力試験で受験する者
4. 中学校3年間、各学年の欠席日数が10日以内の者で、学習評定に1がない者
5. 入学後必ず国の就学支援金等の申請をおこなう者
6. 以下に挙げる奨学生制度のうち、そのいずれかに該当する者はII類併願奨学生候補者とする。そのうち、定められた期日までに所定の手続きを完了したものはII類併願奨学生とする。  
II類併願奨学生A・授業料負担額の全額(授業料が全額減額の場合は、校費・施設設備費の全額)を支給する  
II類併願奨学生B・授業料負担額の半額(授業料が全額減額の場合は、校費・施設設備費の半額)を支給する

## 「優待奨学生」

〈兄弟姉妹在籍優待〉

滋賀短期大学、滋賀短期大学附属高等学校に兄弟姉妹2人以上が在籍するとき、その最下位の弟妹を優待奨学生として、授業料負担額の半額と校費・施設設備費の半額を奨学金として支給する。入学後必ず国の就学支援金等の申請をおこなうこと。

〈兄弟姉妹同時入学優待〉

滋賀短期大学附属高等学校に兄弟姉妹2名以上が同時に入学するとき、各入学生の入学金の1/2を支給する。

〈同窓生優待〉

滋賀短期大学附属高等学校に入学する生徒の実親、兄姉が本校の卒業生である場合は、同窓生優待奨学生として、入学金の1/2を支給する。

## 奨学資金の支給について ※(必ずご確認ください)

「高等学校等就学支援金」及び「特別修学補助金」を受給される方は、授業料から就学支援金相当額と特別修学補助金相当額を減じた額が、授業料負担額となります。よって、上記奨学金制度への申請が必須条件となります。

奨学金については、当該年度の上記学費負担額が確定する2月末に支給します。

原則として学費免除や相殺を行うものではありませんので、学費は納入していただきます。

入学後は、学業やクラブ活動等に励み、校則を守り、健康に留意し、他の生徒の模範となる生活を送ってください。万一これらに反する行為があったときは、奨学生資格の取り消し又は奨学資金支給停止の措置をとることがあります。また、授業料等の納入が2ヶ月以上滞った場合は、奨学金支給停止の措置をすることがあります。